

入札制度改正のお知らせ

「松本市の契約に関する方針」に基づき、長野県の制度改正を参考とし、本市の建設コンサルタント業務における最低制限価格制度の改正を行います。

【改正の内容】

●最低制限価格の設定基準の改正

※平成27年4月1日以降に行う指名競争入札に係る入札から適用します。

本市の基準	
業種区分	最低制限価格の算定方法
測 量	$(\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 10 \text{ 分の } 4) \times 1.08$
建築関係の建設 コンサルタント	$(\text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 10 \text{ 分の } 6 + \text{諸経費} \times 10 \text{ 分の } 6) \times 1.08$
土木関係の建設 コンサルタント	$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 10 \text{ 分の } 9$ $+ \text{一般管理費等} \times 10 \text{ 分の } 3) \times 1.08$
地質調査	$(\text{直接調査費} + \text{間接調査費} \times 10 \text{ 分の } 9$ $+ \text{解析等調査業務費} \times 10 \text{ 分の } 7.5 + \text{諸経費} \times 10 \text{ 分の } 4) \times 1.08$
補償関係 コンサルタント	$(\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 10 \text{ 分の } 9$ $+ \text{一般管理費等} \times 10 \text{ 分の } 3) \times 1.08$

改正前：最低制限価格の範囲は、予定価格に対して、地質調査以外の場合は10分の6から10分の8、地質調査の場合は3分の2から10分の8.5とする。

特別なものについては、上記の算定方法にかかわらず、地質調査以外の場合は10分の6から10分の8、地質調査の場合は3分の2から10分の8.5の範囲内で適宜の割合を定めるものとする。

改正後：最低制限価格は、予定価格の10分の8から10分の8.5の範囲で設定します。

※ 測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務において、原則として設計額が50万円を超えるもの。